

# 那須塩原市放課後児童クラブ運営業務委託 プロポーザル実施要綱

## 1 概要

### (1) 業務の名称

那須塩原市放課後児童クラブ運営業務委託

### (2) 業務の目的

那須塩原市が行う放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブにおいて実施している。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校（義務教育学校の前期課程を含む）に就学している児童を対象とし、授業の終了後等に、家庭に代わる遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、保護者の仕事及び子育ての両立の支援を図ることを目的としている。

児童の健全育成を行うとともに、放課後児童クラブを継続的かつ安定的に運営できる能力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

### (3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

### (4) 事業期間

事業期間は、運営準備期間及び運営期間で構成される。本業務における運営準備期間及び運営期間は以下のとおりとする。なお、運営準備期間に要する費用は、受託者が負担するものとする。

①運営準備期間 契約締結の翌日から平成29年3月31日まで

②運営期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

③事業期間 契約締結の翌日から平成34年3月31日まで

### (5) 提案上限額

総額1,426,595,000円とし、各年度の提案上限額は、次のとおりとする。

平成29年度 255,896,000円

平成30年度 288,208,000円

平成31年度 294,921,000円

平成32年度 298,955,000円

平成33年度 288,615,000円

なお、本業務に係る消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に該当するため、非課税として取り扱う。

## 2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (5) 放課後児童クラブの運営業務を確実に履行できる体制を有すること。

## 4 参加手続

### (1) 説明会

ア 開催日時：平成28年11月29日（火）午後2時

イ 開催場所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 2階応接室

ウ 説明会への出席を希望する場合は、別紙説明会参加申込書に必要事項を記入の上、平成28年11月25日（金）午後5時までに後記問い合わせ先までファクシミリ又は電子メールの方法により提出すること。

エ 説明会の出席は、プロポーザル参加の資格要件ではないが、参加を希望する者は出席することが望ましい。

### (2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第2号）を提出することができる。質疑書は、平成28年12月2日（金）午後5時まで（必着）に後記問い合わせ先までファクシミリ又は電子メールの方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。

質疑の回答は、平成28年12月6日（火）午前10時までに市ホームページに掲載する。

### (3) 参加申請

参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、平成28年12月9日（金）午後5時まで（必着）に郵送又は持参の方法により、後記提出場所まで提出すること。

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、平成28年12月16日（金）までに個別に通知する。

## 5 企画提案書の作成、提出等

### (1) 提出書類

- ア 提案書表紙（様式第3号）
- イ 業務実施体制図（様式第4号）
- ウ 履行実績等（様式第5号）
- エ 本業務の実施方針及び手法（任意様式。別紙仕様書9業務内容の項目に沿って記載すること。）
- オ 見積書及び内訳書（任意様式）
- カ 添付資料（写しで可）
  - （ア） 法人の登記事項証明書
  - （イ） 確定した直近の決算に係る財務諸表。確定した直近の決算に係る財務諸表がない場合には、予算書

### (2) 作成に当たっての注意事項

- ア 提出書類(1)ア～エについて
  - A4縦片面刷りとし、フォントサイズは11ポイント以上で横書きとする。ただし、図表についてはこの限りでない。なお、印刷の色はカラーでもモノクロでも構わない。
  - ページ数は、10ページ以内とする。
  - 作成部数は、正本1部、副本5部とする。正本の表紙には、代表者印を押捺すること。
- イ 提出書類(1)オについて
  - 契約希望金額の総額を記載すること。
  - 見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。
  - 見積書には、代表者印を押捺すること。作成部数は、1部とする。
- ウ 提出書類(1)カについて
  - 企画提案書の正本にのみ添付すること。

### (3) 提出方法等

- ア 提出期限：平成28年12月26日（月）午後5時（必着）
- イ 提出場所：後記提出場所
- ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる

方法によること。)

## 6 1次審査・プレゼンテーション

### (1) 1次審査

ア 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別に定める評価基準により書面審査を行う。

イ 1次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数が上位の3者から企画提案に係るプレゼンテーションを受ける。企画提案書等の提出者が3者以内の場合は参加資格の確認のみ行う。

ウ 1次審査の結果は、平成29年1月6日（金）までに書面にて通知する。同日までに通知ができない場合は、電子メール等により別途連絡する。

### (2) プレゼンテーション

ア 開催日時：平成29年1月11日（水）を予定

詳細については、(1)ウの通知に合わせて通知する。

イ 開催場所：那須塩原市役所 西那須野支所2階201会議室

応募申請者控室として西那須野支所2階202会議室・203会議室を用意する。

ウ 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションに当たっては、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

オ プレゼンテーションに当たって、こちらで用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

カ プレゼンテーションの時間は、40分（説明20分、質疑応答20分）とする（準備に要する時間は、別途確保する。）。

## 7 評価基準

評価項目	評価の基準	配点
1 法人及び児童クラブの運営方針、実績、応募の動機	・実績があり、事業を継続して実施できる法人であるか ・事業に対しての意欲を感じられる内容であるか ・事業内容及び地域性を理解した内容であるか	30
2 安全管理（事故・怪我、災害、健康・衛生管理）	・事故・怪我、災害等発生時の対応が十分な内容であるか ・児童が健康的に過ごせる環境に配慮した内容であるか	10
3 支援員の配置及び	・支援員等が適切に配置されているか	20

支援員の研修計画	・支援員の資質の向上に、効果的な研修計画であるか	
4 保護者との連携	・保護者との信頼関係が築けるような内容であるか	5
5 学校との連携	・学校と良好な関係を築き、連携して運営できる内容であるか	5
6 その他	・障害（発達障害を含む）についての知識を持ち、児童の平等な利用が確保される内容であるか ・児童虐待についての知識を持ち、関係機関と連携できる内容であるか ・個人情報保護について、適切な管理がなされる内容であるか	15
7 特色ある取り組み	・児童にとって有益な内容であるか	5
8 価格評価	・見積金額	10
合 計		100

## 7 契約候補者の特定

プレゼンテーションを受けた企画提案について、評価基準により2次審査を行い、最高得点となった者を契約候補者として特定する。

2次評価の結果は、平成29年1月16日（月）までに書面にて通知する。同日までに通知ができない場合は、電子メール等により別途連絡する。

## 8 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、2次評価において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

## 9 その他

企画提案書の提出後、提案者が3(1)～(5)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき又はその他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。

審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

10 提出先・問い合わせ先

栃木県那須塩原市あたご町2番3号

那須塩原市 子ども未来部 保育課 児童係

電 話 0287-46-5535

ファクシミリ 0287-37-9156

電子メール [hoiku@city.nasushiobara.lg.jp](mailto:hoiku@city.nasushiobara.lg.jp)

担当：室井・田口